

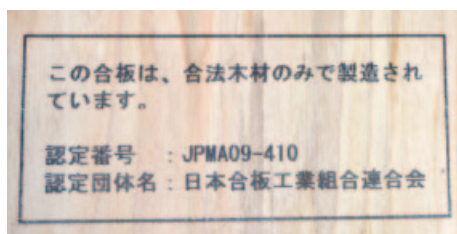


国産材型枠用合板による壁の仕上がり面



14回転後の板面比較

左：国産材型枠用合板 右：南洋材(ラワン)型枠用合板



合法木材の板面表示例



治山工事で使用中の間伐材等を利用した国産型枠用合板

## グリーン購入法に基づく

## 特定調達品目への合板型枠の追加について

合板型枠については、R・N・Y・A 2015年1月号で「国産材合板のコンクリート型枠への使用」についてご紹介したところですが、平成27年2月3日に、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が閣議決定され、この中で、間伐材や合法性が証明された木材(※1)を使用した「合板型枠」(※2)が、「特定調達品目」に追加されました。

グリーン購入法では、環境負荷の低減に資する物品、公共工事資材・工法等を「特定調達品目」と位置づけ、国等の各機関は、当該品目を優先的に調達

することとされています。これを受け、農林水産省でも「平成27年度における環境物品調達の推進を図るための方針」を定め、合板型枠の調達を推進することとしました。

今回追加された合板型枠は、公共工事施工の際に、

①受注者(施工事業者)が調達して使用するものであること。

②転用して繰り返し使用するものであること。

から、特定調達品目の対象品目であることを、国等の発注者及び調達して施工する受注者(施工事業者)が容易に確認できるように、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したものであること、証明する事業者の認定番号、あるいは認証番号及び認定団体名等を、合板型枠の板面に表示することとされています。

コンクリート型枠用合板の市場規模は、ここ数年、約70万㎡～80万㎡で推移していると推計されていますが、今回の変更で合板型枠が公共工事分野の特定調達品目に追加されたことを契機に、関係府省・業界等と連携し、その

利用推進を通じて、環境負荷の低減を促進するとともに、RC造等の建設分野でも新たに合法木材の利用推進が期待されることです。

加えて、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年10月)」に基づき定められた「新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月農林水産省)」において、農林水産省の発注する公共土木工事については、関係法令や特別な制約を受ける者を除き、間伐材または合法性が証明された木材・木製品の利用推進に積極的に取り組むこととしております。

林野庁としては、今回、合板型枠が特定調達品目に追加されたことを受け、関係府省・業界等と連携し、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型枠の利用拡大に取り組みでまいります。

(※1)合法性の確認は、林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠して行うものとされています。

(※2)合板型枠とは、建物や構造物の工事に於いて、コンクリートを目的とする形に形成させるため、コンクリート打ち込み時に合板を組んで型枠として使うものです。